

○えびの市景観条例

(平成 31 年 3 月 26 日えびの市条例第 8 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)
 - 第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置(第 6 条―第 9 条)
 - 第 3 章 行為の届出等(第 10 条―第 17 条)
 - 第 4 章 景観審議会(第 18 条―第 23 条)
 - 第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第 24 条―第 29 条)
 - 第 6 章 景観重要公共施設(第 30 条)
 - 第 7 章 景観づくり推進のための仕組(第 31 条―第 34 条)
 - 第 8 章 雑則(第 35 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市がもつ豊かな自然・歴史・文化に育まれた景観を守り、育て、及び創造するために必要な事項並びに景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が連携し、及び協働し、本市らしい良好な景観の形成によるまちづくりの実現を図り、次世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観 長い歴史の流れの中で、人々の五感によってその価値を共有されてきた自然、建造物、まち並み、田園及び人々の営みによって形成された風景をいう。
- (2) 景観づくり 人々が四季の変化や日々の営みの中で、本市の魅力ある良好な景観を守り、育み、次世代に引き継ぐことをいう。
- (3) 景観まちづくり 景観を市民や事業者、行政が貴重な資源として認識するとともに、景観づくりを通してその背景にある生活・生業を豊かにし、地域づくりへとつなげていくことをいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 建築物以外のもので規則に定めるものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。

(7) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人をいう。

（市の責務）

第3条 市は、景観づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施においては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、道路、河川その他の公共施設の整備等を行うときは、景観まちづくりの推進に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、景観づくりを総合的かつ効果的に推進するため、この条例の規定に基づく施策と景観づくりに関し本市が行う他の施策との調整及び連携を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観まちづくりに努めるとともに、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活かし、積極的に景観まちづくりに努めるとともに、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

（景観計画の策定）

第6条 市は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観まちづくりの推進に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（重点地区の指定）

第7条 市は、景観計画において、法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域のうち、本市を代表する優れた景観を有し、その景観の保全を確実にを行うことを必要とする地区、新しい本市の顔としての風景を形成していく地区、またその風景が将来における地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市は、良好な景観形成を図るため、重点地区について、次に掲げる事項を景観計画に定めることができる。

- (1) 重点地区の区域
- (2) 重点地区の景観形成方針
- (3) 重点地区の景観形成基準
- (4) 重点地区における景観づくりの推進方策
(景観計画の遵守)

第8条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(景観計画の変更)

第9条 市は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、第18条第1項に規定するえびの市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(届出対象行為)

第10条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形状の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

(届出及び勧告等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為であつて別表に掲げるものに該当しないもの
- (2) 第10条第2項各号に掲げる行為であつて別表に掲げるものに該当しないもの
(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の規定による届出を要する行為とする。

(行為着手の制限期間の短縮の通知)

第13条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮したときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

(助言又は指導)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告又は命令の手續)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告し、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により命じようとする場合において、必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第16条 市長は、勧告又は変更命令を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告等に従わない場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を公表することができる。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者の氏名及び住所又は事業所名及び所在地
- (2) 前号の届出に係る行為の場所及び内容
- (3) 景観計画に対する不適合事由
- (4) その他市長が公表する必要があると認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、勧告又は変更命令を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(完了届)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 景観審議会

(設置)

第18条 市長は、景観まちづくりについて調査審議するため、景観審議会を設置する。

- 2 景観審議会は、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について、調査審議する。
- 3 景観審議会は、良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 19 条 景観審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 景観審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域の代表者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、特別の事項に関し調査審議させる必要が生じたときは、臨時委員を委嘱することができる。

4 市長は、専門の事項に関し調査審議させる必要が生じたときは、専門委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第 20 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとし、専門委員の任期は当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(会長)

第 21 条 景観審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 22 条 景観審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 景観審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 景観審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 景観審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 23 条 景観審議会の庶務は、建設課において処理する。

第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)

第 24 条 市長は、法第 19 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木として指定しようとするときは、法第 19 条第 2 項又は第 28 条第 2 項に定めるもののほか、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(現状変更等の申請)

第 25 条 前条の規定による指定を受けた景観重要建造物等の所有者等は、当該景観重要建造物等の現状変更又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に申請し許可を受けなければならない。ただし、法第 22 条第 1 項ただし書及び法第 31 条第 1 項ただし書に規定された行為については、この限りでない。

(原状回復命令等に係る手続)

第 26 条 市長は、法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の管理基準)

第 27 条 法第 25 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 当該景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法第 2 条第 3 号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理基準)

第 28 条 法第 33 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(指定の解除)

第 29 条 市長は、法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除をしようとする場合において、必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くものとする。

第6章 景観重要公共施設

(景観重要公共施設の指定)

第30条 市は、景観計画区域内の道路、河川、公園等の公共施設で、景観づくりにおいて特に重要な景観資源として位置付けられるものを景観重要公共施設（法第8条第2項第4号ロに規定する良好な景観の形成に重要なものをいう。）に指定し、あらかじめ公共施設の管理者に協議し、その同意を得ることにより、景観づくりのための整備に関する事項及び占用許可その他景観づくりのために必要な事項についての基準を定めることができる。

2 市は、景観重要公共施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該公共施設管理者等と協議するとともに、景観審議会の意見を聴かなければならない。

第7章 景観づくり推進のための仕組み

(啓発及び広報活動)

第31条 市長は、景観づくりにおける市民の理解を深めるため、研修会、景観教育等による啓発並びに良好な活動事例及び活用できる各種制度の広報による普及を推進するよう努めなければならない。

(国、県等に対する協力要請)

第32条 市長は、国、県等が実施する公共事業、電力会社等が実施する公益事業等については、効果的に景観づくりを行うために、協力を要請することができる。

(表彰制度)

第33条 市長は、市民の景観づくりや景観まちづくりに対する意識向上を図るために、景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、景観形成に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰を行うときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

(関連制度等の活用)

第34条 市長は、良好な景観づくりの実現を目指すために、都市計画、観光、産業、文化、その他景観づくりに関連する分野との連携を強化し、関連する制度及び施策等の活用を努めなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表(第 11 条関係)

対象となる行為		対象規模	
①建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 10 メートル以上又は延床面積 500 平方メートル以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の 2 分の 1 以上のもの	
②工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築又は移転	塔状工作物類	高さ 10 メートル以上のもの（ただし、電柱類を除く。）
		垣、柵、塀、擁壁等	高さ 2 メートル以上のもの（柵や擁壁が複合している場合は合計の高さとする）
		太陽光発電施設等	太陽光発電板の合計が 500 平方メートル以上のもの
		その他の工作物	高さ 10 メートル以上又は築造面積 500 平方メートル以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の 2 分の 1 以上のもの	
③開発行為		開発行為の面積が 1,000 平方メートル以上のもの	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		行為に係る土地の面積の合計が 500 平方メートル以上のもの	
⑤土石の採取・鉱物の採掘		行為に係る土地の面積の合計が 500 平方メートル以上のもの	
⑥木竹の伐採		伐採面積 1,000 平方メートル以上のもので、伐採後に林地開発を行うもの	
⑦屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が 500 平方メートル以上又は堆積の高さ 4 メートル以上のもの	
⑧特定照明		①及び②の外観に設置する照明	